

次期指定候補者の選定に係る基本的な考え方について

1 指定管理区分

(1) 基本的な考え方 <前回募集から変更なし>

現在、①施設の専門性・独自性、②西京極総合運動公園北側区域等の一体管理、③地域ごとの近接性の3つの視点に基づき、各施設をグループ化し、指定管理区分を設定しているが、次期指定管理期間における指定管理区分についても、これを踏襲する。

(2) 具体的な見直し内容

ア 吉祥院公園

球技場の人工芝化を行う吉祥院公園は、施設の専門性を重視し、同じく人工芝球技場を有する下鳥羽公園と同一の区分とする。

イ 宝が池公園球技場及びその周辺区域、岡崎公園

宝が池公園及びその周辺区域と岡崎公園は、宝が池公園体育館（仮称）の平成31年度供用開始を見据えて、宝が池公園と岡崎公園を核とした施設の近接性を重視し、「宝が池公園球技場及びその周辺区域、左京地域体育館、岩倉東公園、一乗寺公園」と「武道センター、岡崎公園」の区分とする。

(3) 指定管理区分（案）（別紙1参照） <16区分⇒14区分>

上記（1）、（2）に基づき見直した結果、現在の16区分を14区分に再編する。

2 選定基準（別紙2参照）

現在の協定締結後に制定された京都市公契約基本条例（平成27年11月制定）を踏まえ、市内中小企業への発注等を審査項目として増設することとする。

3 委託料の考え方

(1) 基本的な考え方

ア 委託料は、実績を基に収支均衡を想定した金額を定める。

イ 府内に類似施設が新設されることに伴い、施設運営への影響が懸念される場合は、運営に支障が生じないように、一定の増額を行う。

ウ 施設の整備・修繕に伴い、管理経費の増加が見込まれる場合は、一定の増額を行う。

(2) 主な委託料の変動要素

以下の案件が委託料の金額に影響を及ぼすと見込まれるが、現在のところ、影響の度合いが明確ではない。

このため、指定管理者の募集時には、これらの影響による委託料の増額は見込まず、指定管理者の選定後に、増額する必要があることが判明した場合は、管理に関する協定書を変更し、委託料の変更を行う。

1 府内の類似施設の新設による利用料金の減収に伴い、委託料を増額する施設	
(1) 西京極陸上競技場兼球技場(京都スタジアム(仮称)の新設に伴う影響) 京都サンガ F.C. の試合が、京都スタジアム(※)の供用開始後、同スタジアムで開催される見込みであり、利用料金収入の減収が見込まれる。 ※ 亀岡市に建設中、平成 32 年 2 月頃供用開始予定	京都サンガ F.C. の試合の西京極陸上競技場兼球技場における開催数が不明
(2) 京都アクアリーナ(京都アイスアリーナ(仮称)の新設に伴う影響) 京都アイスアリーナ(仮称)(※)の供用開始後、京都府スケート連盟や京都府アイスホッケー連盟の練習拠点の一部移転が見込まれるなど、利用料金収入の減少が見込まれる。 ※ 宇治市に建設中、平成 30 年度冬季供用開始予定	練習拠点の一部移転の度合いが不明
2 本市施設の新設に伴い、委託料を増額する施設	
(1) 宝が池公園体育館(仮称)の新設 平成 31 年度に整備完了予定の体育館の運営経費が必要となる。	利用料金の額も含めて検討中
3 施設修繕に伴う利用料金の減収に伴い、一時的に委託料を増額する施設	
(1) 西京極陸上競技場兼球技場の走路・芝改修 西京極陸上競技場兼球技場の走路・芝改修工事(平成 32 年 2 月から同年秋頃を予定)に伴う供用停止期間中の利用料金収入が減収となる。	供用停止期間が未確定
(2) 横大路運動公園防災機能強化・再整備 硬式野球場及び野球場兼運動場(平成 31～34 年度工事予定)の供用停止期間中の利用料金収入が減収となる。	供用停止期間が未確定

4 利用料金収入等の一部還元制度の見直し

現在の協定においては、指定管理区分ごとに、指定管理業務の収支に黒字が生じた場合、利用料金収入の計画額と実績額との差額を上限として、その 50% を市へ納入するよう定めている。

しかし、黒字でも納入不要な場合がある制度となっているため、実黒字額を基準とした制度に改善するとともに、指定管理者のインセンティブを阻害しないよう、実黒字額の多寡に応じて超過累進的に定めた割合で納入額を算定するなどの見直しを行う。

なお、特殊なスポーツ施設であり、大きな収益は期待できない京北パラグライダー施設については、一部還元制度は適用しない。

(1) 管理業務に係る一部還元制度

現在	見直し案												
①条件 黒字で、かつ利用料金収入が増加した場合 ②納付額 黒字額（利用料金収入の計画額からの増加額を上限）の 50%以上で指定管理者が提案した割合で納入	①条件 <u>黒字の場合</u> ②納付額 <u>黒字額について、超過累進的に定めた割合を乗じて計算した額を納入</u> <table> <tr> <td>200 万以下</td><td>5%</td></tr> <tr> <td>200 万円超 400 万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>400 万円超 600 万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr> <td>600 万円超 800 万円以下</td><td>30%</td></tr> <tr> <td>800 万円超 1,000 万円以下</td><td>40%</td></tr> <tr> <td>1,000 万円超</td><td>50%</td></tr> </table> ※納付額が 1,000 円未満の場合は納付不要とする。	200 万以下	5%	200 万円超 400 万円以下	10%	400 万円超 600 万円以下	20%	600 万円超 800 万円以下	30%	800 万円超 1,000 万円以下	40%	1,000 万円超	50%
200 万以下	5%												
200 万円超 400 万円以下	10%												
400 万円超 600 万円以下	20%												
600 万円超 800 万円以下	30%												
800 万円超 1,000 万円以下	40%												
1,000 万円超	50%												

※ 見直し案における納付額の計算方法

例 1：500 万円の黒字が出た場合 ⇒ 納付額 50 万円

$$200 \text{ 万} \times 5\% + 200 \text{ 万円} \times 10\% + 100 \text{ 万円} \times 20\% = 50 \text{ 万円}$$

例 2：1,000 万円の黒字が出た場合 ⇒ 納付額 210 万円

$$200 \text{ 万} \times 5\% + 200 \text{ 万円} \times 10\% + 200 \text{ 万円} \times 20\% + 200 \text{ 万円} \times 30\% +$$

$$200 \text{ 万円} \times 40\% = 210 \text{ 万円}$$

(2) 自主事業に係る一部還元制度

	現在	見直し案
(飲食物品販売) 自主事業	①条件 飲食物品販売の収入額が当該事業の経費を超えた場合 ②納付額 収益額に対し、20%以上で指定管理者が提案した割合で納入	①条件 飲食物品販売の収入額が当該事業の経費を超えた場合 ②納付額 <u>収益額に対し、20%で納入</u>
(その他) 自主事業	①条件 教室事業等の収入額が当該事業の経費を超えた場合 ②納付額 収益額に対し、10%以上で指定管理者が提案した割合で納入	①条件 教室事業等の収入額が当該事業の経費を超えた場合 ②納付額 <u>収益額に対し、10%で納入</u>

指定管理区分（案） < 16 区分⇒ 14 区分 >

- ① 施設の専門性・独自性の高い施設については、単一施設又は類似施設をまとめて、一つの指定管理区分とする。

現在の指定管理区分
武道センター
宝が池公園球技場及びその周辺区域
下鳥羽公園
京北パラグライダー施設

⇒

平成 31 年度からの指定管理区分（案）
(地域ごとの近接性を重視し③へ)
(地域ごとの近接性を重視し③へ)
下鳥羽公園, 吉祥院公園
京北パラグライダー施設

- ② 西京極総合運動公園北側区域の各施設と隣接する京都市体育館及び市民スポーツ会館は、一つの指定管理区分として一体管理する。

現在の指定管理区分
西京極総合運動公園北側区域（陸上競技場兼球技場・補助競技場、野球場（わかさスタジアム京都））、京都市体育館（ハンナリーズアリーナ）及び市民スポーツ会館

⇒

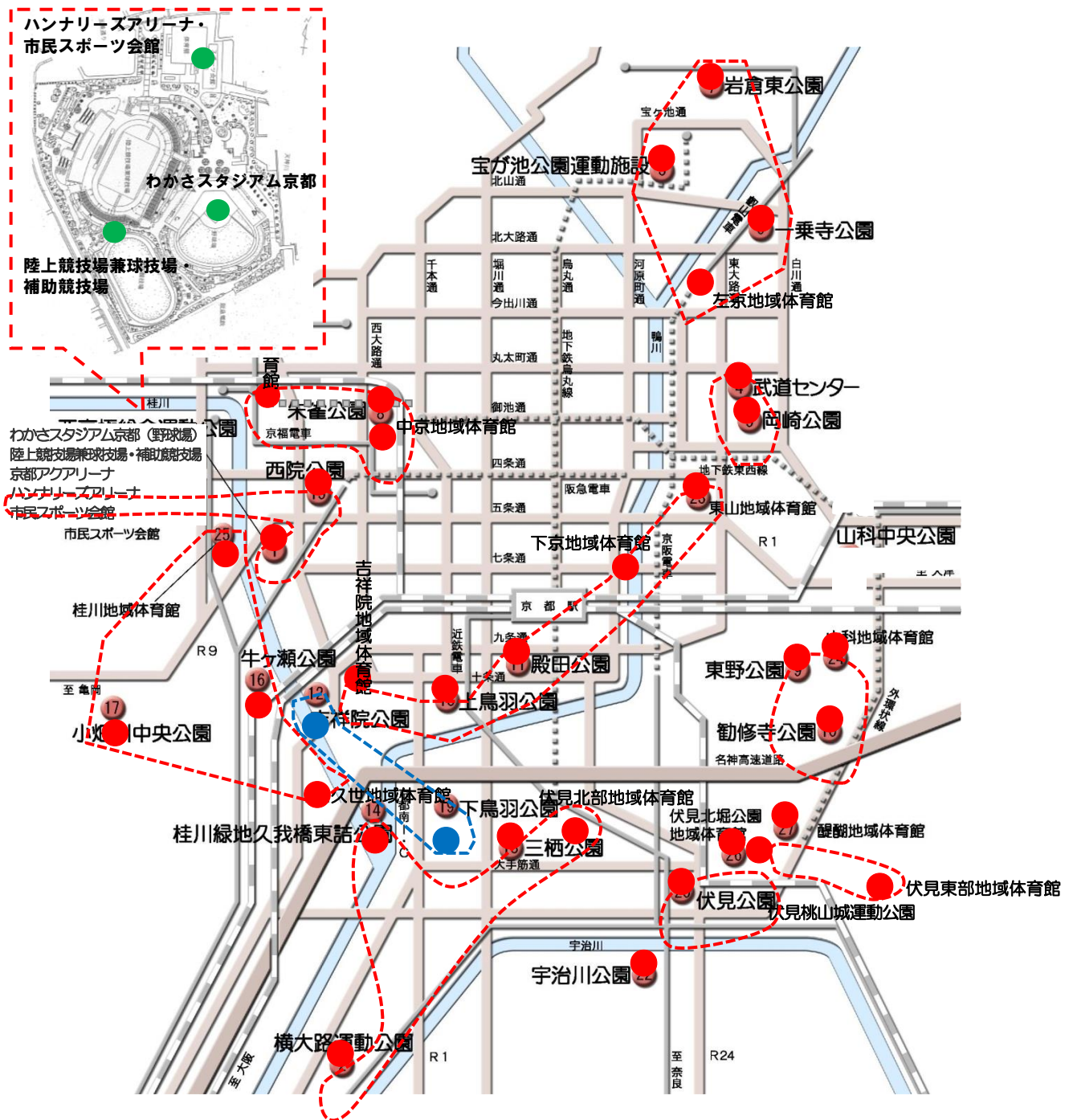
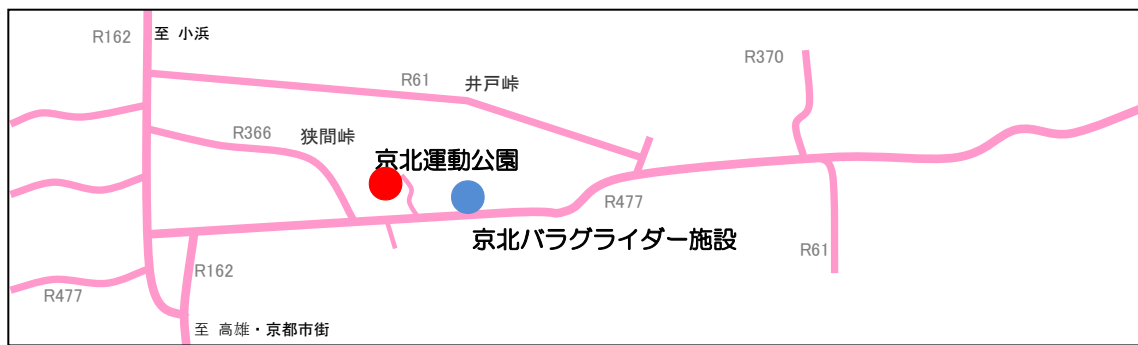
平成 31 年度からの指定管理区分（案）
西京極総合運動公園北側区域（陸上競技場兼球技場・補助競技場、野球場（わかさスタジアム京都））、京都市体育館（ハンナリーズアリーナ）及び市民スポーツ会館

- ③ その他の施設については、有人施設を拠点とした効率的・効果的な管理が行えるよう、地域ごとの近接性を基準とする（別紙 1 参照）。

これまでの指定管理区分
西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）、西院公園
東山地域体育館、下京地域体育館、殿田公園、上鳥羽公園
岡崎公園、左京地域体育館、岩倉東公園、一乗寺公園
山科地域体育館、勧修寺公園、東野公園
桂川地域体育館、小畑川中央公園、牛ヶ瀬公園
吉祥院公園, 吉祥院地域体育館, 久世地域体育館
右京地域体育館、中京地域体育館、朱雀公園
伏見桃山城運動公園、伏見北堀公園地域体育館、伏見公園
横大路運動公園、伏見北部地域体育館、三栖公園、桂川緑地久我橋東詰公園
醍醐地域体育館、伏見東部地域体育館
京北運動公園

⇒

平成 31 年度からの指定管理区分（案）
西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）、西院公園
東山地域体育館、下京地域体育館、殿田公園、上鳥羽公園, 吉祥院地域体育館
武道センター, 岡崎公園
宝が池公園球技場及びその周辺区域, 左京地域体育館, 岩倉東公園, 一乗寺公園
山科地域体育館, 勧修寺公園, 東野公園
桂川地域体育館, 小畑川中央公園, 牛ヶ瀬公園, 久世地域体育館
〔 吉祥院公園は、専門性を重視し①へ 他の施設は、それぞれ近接の区分へ 〕
右京地域体育館, 中京地域体育館, 朱雀公園
伏見桃山城運動公園, 伏見北堀公園地域体育館, 伏見公園
横大路運動公園, 伏見北部地域体育館, 三栖公園, 桂川緑地久我橋東詰公園
醍醐地域体育館, 伏見東部地域体育館
京北運動公園



選定基準

審査項目		主な着眼点	配点
1	指定管理者としての適格性及び能力	○ 施設の管理運営を的確に遂行できる能力を有しているか。 ○ スポーツに関する幅広い知識や経験等を有しているか。	15点
2	事業運営に関する計画	○ 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであるか。 ○ 施設運営の安定化や魅力向上に資する企画提案はあるか。	10点
	①事業の方向性・内容	○ 安定的な運営が可能となる執行体制となっているのか。 ○ 職員の指導育成・研修体制等により人的能力の向上が図られているか。 ○ 適正な労働環境が確保されているか。	10点
	②業務の執行体制	○ サービス向上のための具体的な取組が提案されているか。 ○ 地域連携等，社会活動に取り組む提案がなされているか。	15点
	③サービス向上の取組	○ スポーツ施設の管理やスポーツ事業の実施について実績等があるか。 ○ 施設を良好な水準で維持管理できる提案となっているか。	20点
	④施設の运营管理	○ 適切な個人情報保護の情報管理などの方策が講じられているか。 ○ 緊急時・事故発生時の対応等，危機管理の方策が講じられているか。 ○ 京都市市民スポーツ振興計画等，本市計画に沿う提案であるか。	5点
	⑤その他の取組		
	小 計		60点
3	経営管理に関する計画	○ 4年間の経営ビジョンについて，安定的であり，かつ，発展性があるか。	10点
4	管理に関する運営経費の縮減	○ サービスの低下を招くことなく，経費を縮減する提案であるか。 ○ 経費縮減に加え，サービスの向上も期待できる提案であるか。	10点
5	市内中小企業等への発注等	○ 申請者が，市内中小企業又は市内に本拠を置く団体であるか。（共同事業体の場合，構成団体に市内中小企業等を含むか。） ○ 第三者への再委託を行う場合に，市内中小企業等を積極的に活用する方針か。	5点
合 計			100点